

議案第二一號

職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和四十一年三月十一日 原案可決

三朝町議會議長 矢田秀雄



職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
の一部を次のように改正する。

この条例中「第」を「号」に改める。

第二条第一項中「医師一名」を「医師二名」に改める。

第三条第二項中「その事項」を「その事故」に改める。

第四条第一項中「職員としての身分」を「その職」に改め、同条第二項を次のよ
うに改め、同条末尾の「この条例の実施に關し必要な事項は、三朝町規則で定める」
を削る。

2. 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

第五条として次のように加える。

(この条例の実施に關し必要事項)

第五条 この条例の実施に關し必要な事項は、任命権者が町長に協議して定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。